

# 2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント

第82回社会保障審議会  
年金数理部会  
2019年12月23日

資料 3

第9回社会保障審議会  
年金部会  
2019年8月27日

資料 1

## 2004 (平成16) 年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

- ①上限を固定した上での保険料の引上げ（保険料水準の上限： 国民年金17,000円<sup>(※)</sup>（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
  - ②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ
  - ③積立金の活用（概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当）
- ⇒ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入 (※)産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向

### 財政検証

少なくとも5年ごとに、  
○ 財政見通しの作成  
○ マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成  
を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

## 2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント <新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施>

- ①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、
  - ・マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**
  - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

- ②経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、
  - ・2040年代半ばに所得代替率50%に到達する。  
（その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば）
  - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金がなくなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅦは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ **経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要**

オプション試算A（被用者保険の更なる適用拡大）  
・適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ **適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。**

オプション試算B（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）

- ・基礎年金の加入期間の延長
- ・在職老齢年金の見直し
- ・厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ **就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。**

# 2019(令和元)年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)

【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	出生高位 1.65	男 80.75 女 86.99	死亡高位 (余命の延びが小さい)
	出生中位 1.44		死亡中位
	出生低位 1.25		死亡低位 (余命の延びが大きい)
			男 83.83 女 90.21 男 84.95 女 91.35 男 86.05 女 92.48

【前回との比較(中位推計)】

○出生率は**向上** 1.35(2060) ⇒ 1.44(2065)

○平均寿命は**伸長**

男 84.19 (2060) ⇒ 男 84.95 (2065)  
 女 90.93 (2060) ⇒ 女 91.35 (2065)

○高齢化率**低下** 40.4%(2065) ⇒ 38.4%(2065)

労働力の前提 — 「労働力需給の推計」(2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構)

【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 — 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討

⇒ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い6ケース】

※ 長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考) 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

【前回との比較】

○労働参加は**進展**(労働参加が進むケース)

就業率 58.4%(2030) ⇒ 60.9%(2040)

○経済前提は**控えめ**に設定 (長期の前提)

・TFP上昇率

1.8%~1.0%(ケースA~E) ⇒ 1.3%~0.9%(ケースⅠ~Ⅲ)

・実質賃金上昇率<対物価>

2.3%~1.3%(ケースA~E) ⇒ 1.6%~1.1%(ケースⅠ~Ⅲ)

・実質運用利回り<対物価>

3.4%~3.0%(ケースA~E) ⇒ 3.0%~2.8%(ケースⅠ~Ⅲ)

・実質的な運用利回り<スプレッド(対賃金)>

1.7%~1.1%(ケースA~E) ⇒ 1.7%~1.4%(ケースⅠ~Ⅲ)

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

# 2019年財政検証結果

○ 前回の財政検証と同様に、経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド調整後も**所得代替率50%を確保**

※ 経済前提は、前回よりも控えめに設定（実質賃金上昇率 前回：2.3%～0.7% → 今回：1.6%～0.4%）

※ 労働供給は、前回よりも労働参加が進む前提（就業率 前回：2030年推計：58.4% → 今回：2040年推計：60.9%）[労働参加が進むケース]

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度： 61.7%      13.0万円      9.0万円      35.7万円

所得代替率

経済成長率  
(実質)  
2029年度以降  
20～30年

経済前提

給付水準調整終了後の  
標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の  
終了年度

高

ケースⅠ 51.9% (2046(令和28)年度)

0.9%

ケースⅡ 51.6% (2046(令和28)年度)

0.6%

ケースⅢ 50.8% (2047(令和29)年度)

0.4%

ケースⅣ (50.0%) (2044(令和26)年度)

0.2%

(注)46.5% (2053(令和35)年度)

ケースⅤ (50.0%) (2043(令和25)年度)

0.0%

(注)44.5% (2058(令和40)年度) (注)機械的に給付水準調整を進めた場合

ケースⅥ (50.0%) (2043(令和25)年度)

▲0.5%

機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率38%～36%程度

ケースⅧ  
完全賦課方式での給付  
水準は37%～35%程度

経済成長と労働  
参加が進むケー  
ス  
(内閣府試算の  
成長実現ケー  
スに接続)

経済成長と労働  
参加が一定程度  
進むケース  
(内閣府試算の  
ベースライン  
ケースに接続)

経済成長と労働  
参加が進まない  
ケース  
(内閣府試算の  
ベースライン  
ケースに接続)

低

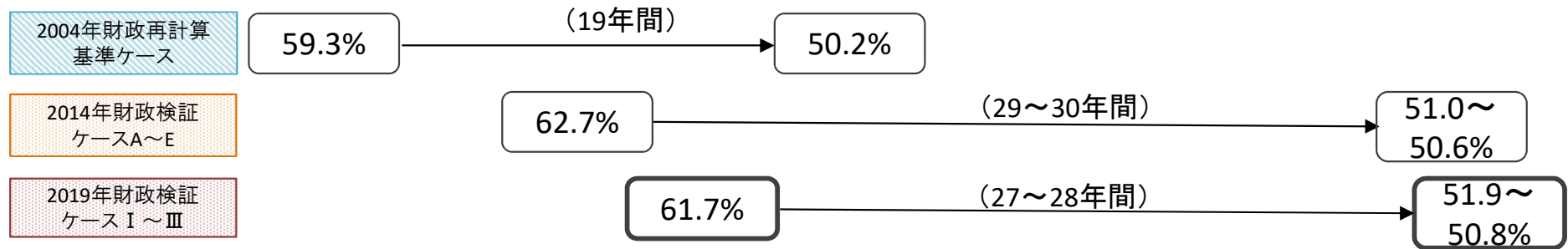
※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%～60.0%となっている。

# 所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化

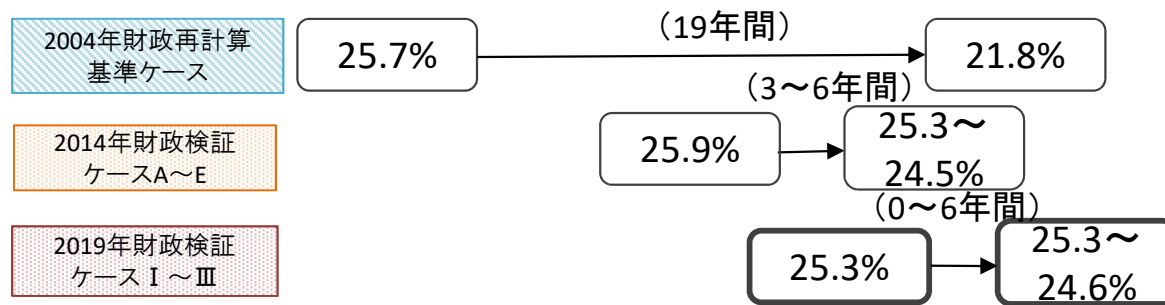
(経済成長と労働参加が進むケース)

- 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動(累計1.4%)したこと等により低下。
- 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E(労働市場への参加が進む経済再生ケース)を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。
- 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

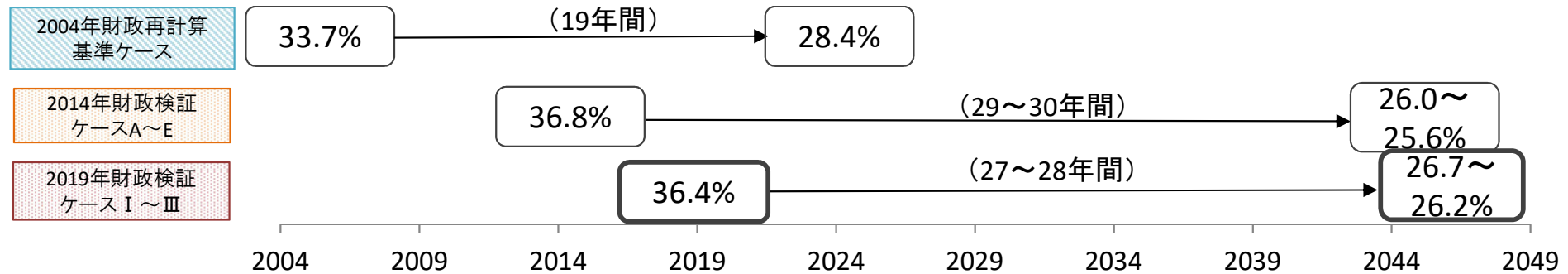
## 《所得代替率》



## 《厚生年金(報酬比例部分)》



## 《基礎年金(2人分)》



# 2019 (令和元) 年財政検証の結果について < 経済: ケースⅠ 人口: 中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

## 【経済(ケースⅠ)】

- ・物価上昇率 2.0%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.6%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.0%
- (参考)経済成長率(実質) 0.9%

## 【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2065) 1.44
- ・平均寿命(2065)
  - 男 84.95歳
  - 女 91.35歳

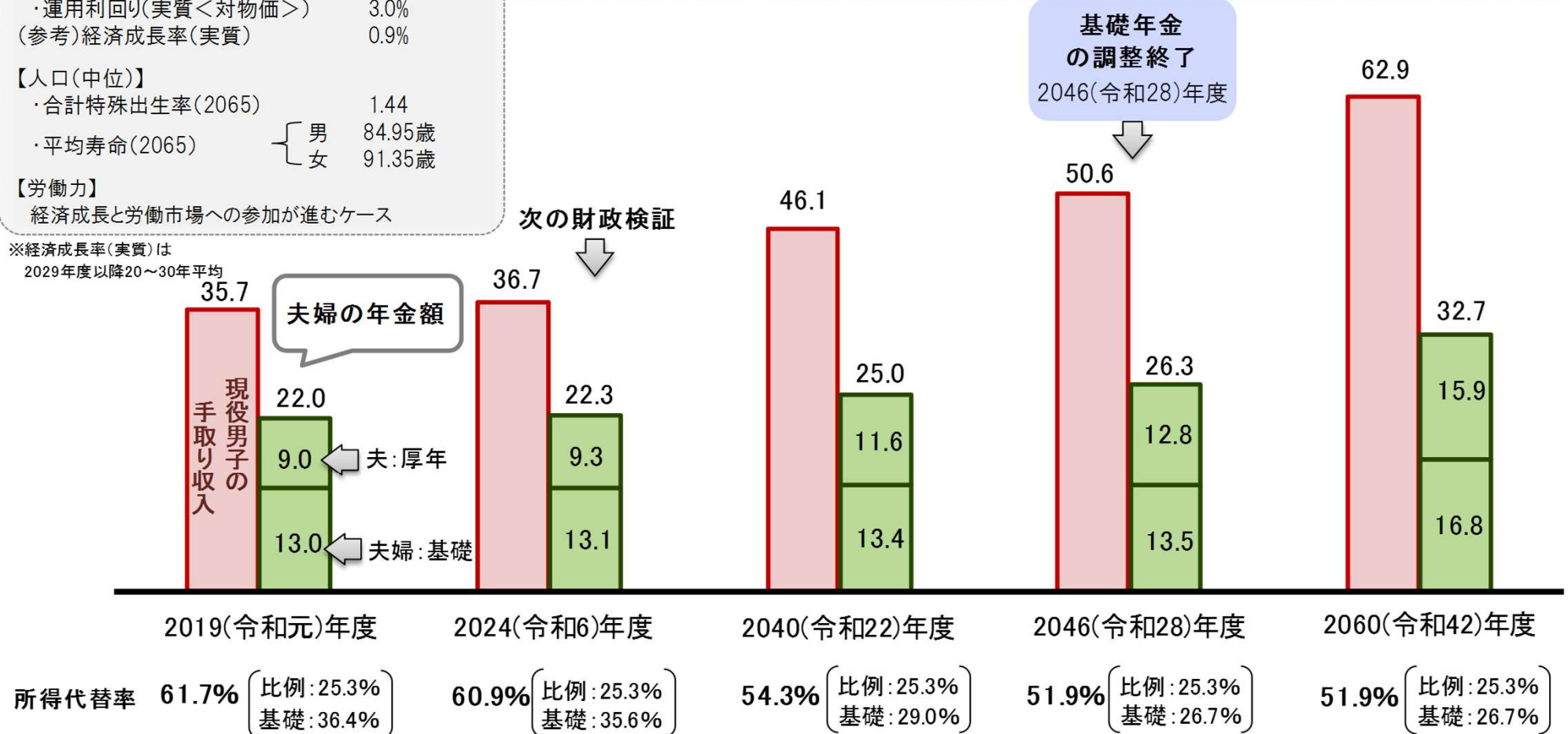
## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

単位: 万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 2019 (令和元) 年財政検証の結果について < 経済: ケースⅢ 人口: 中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

## 【経済(ケースⅢ)】

・物価上昇率	1.2%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.8%
(参考)経済成長率(実質)	0.4%

## 【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

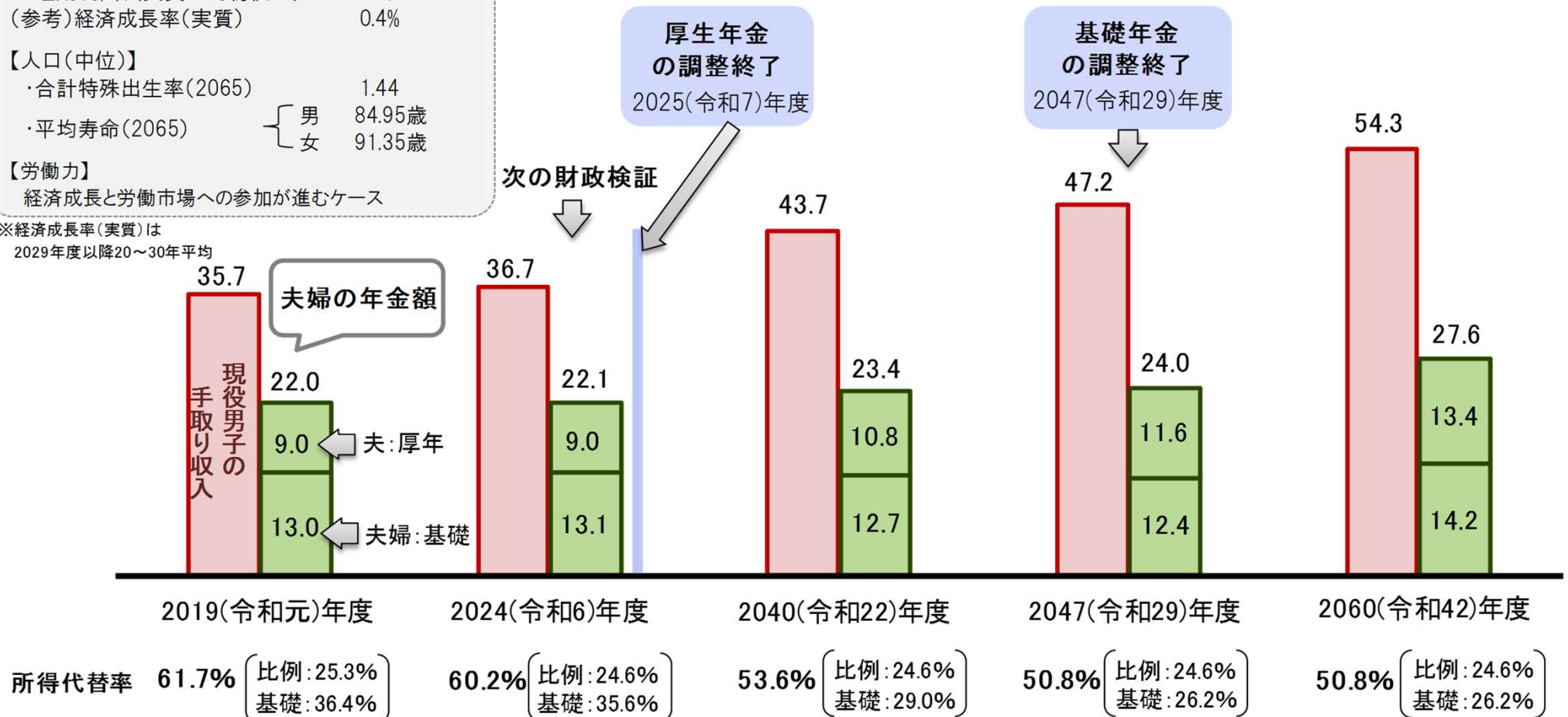
## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

単位: 万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものを。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 2019 (令和元) 年財政検証の結果について <経済:ケースV 人口:中位>

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

## 【経済(ケースV)】

・物価上昇率	0.8%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	0.8%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.0%
(参考)経済成長率(実質)	0.0%

## 【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

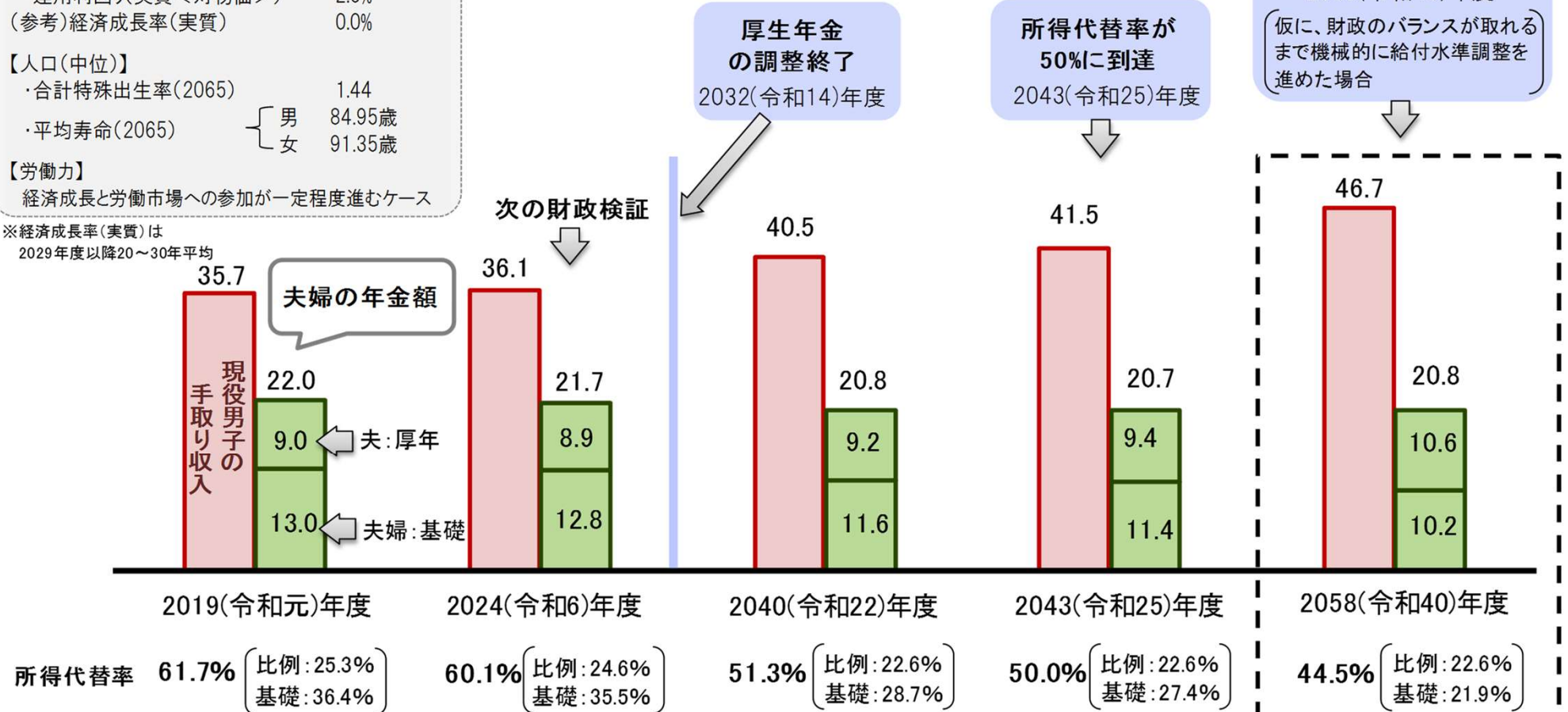
## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が一定程度進むケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# オプション試算の内容

## オプションA …被用者保険の更なる適用拡大

**適用拡大①(125万人ベース)**； 被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

**適用拡大②(325万人ベース)**； 被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

**適用拡大③(1,050万人ベース)**； 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

## オプションB …保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長**； 基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し**； 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ**； 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大**； 受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改革を加味)**； 上記①～③の制度改革を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注；上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

### ※ 参考試算として、2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果を試算

⇒ 2016年年金改革法による年金額改定ルールの見直し、「賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定」、「マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)」のいずれも、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を短縮し、将来の年金受給者の給付水準の改善に寄与することを確認。



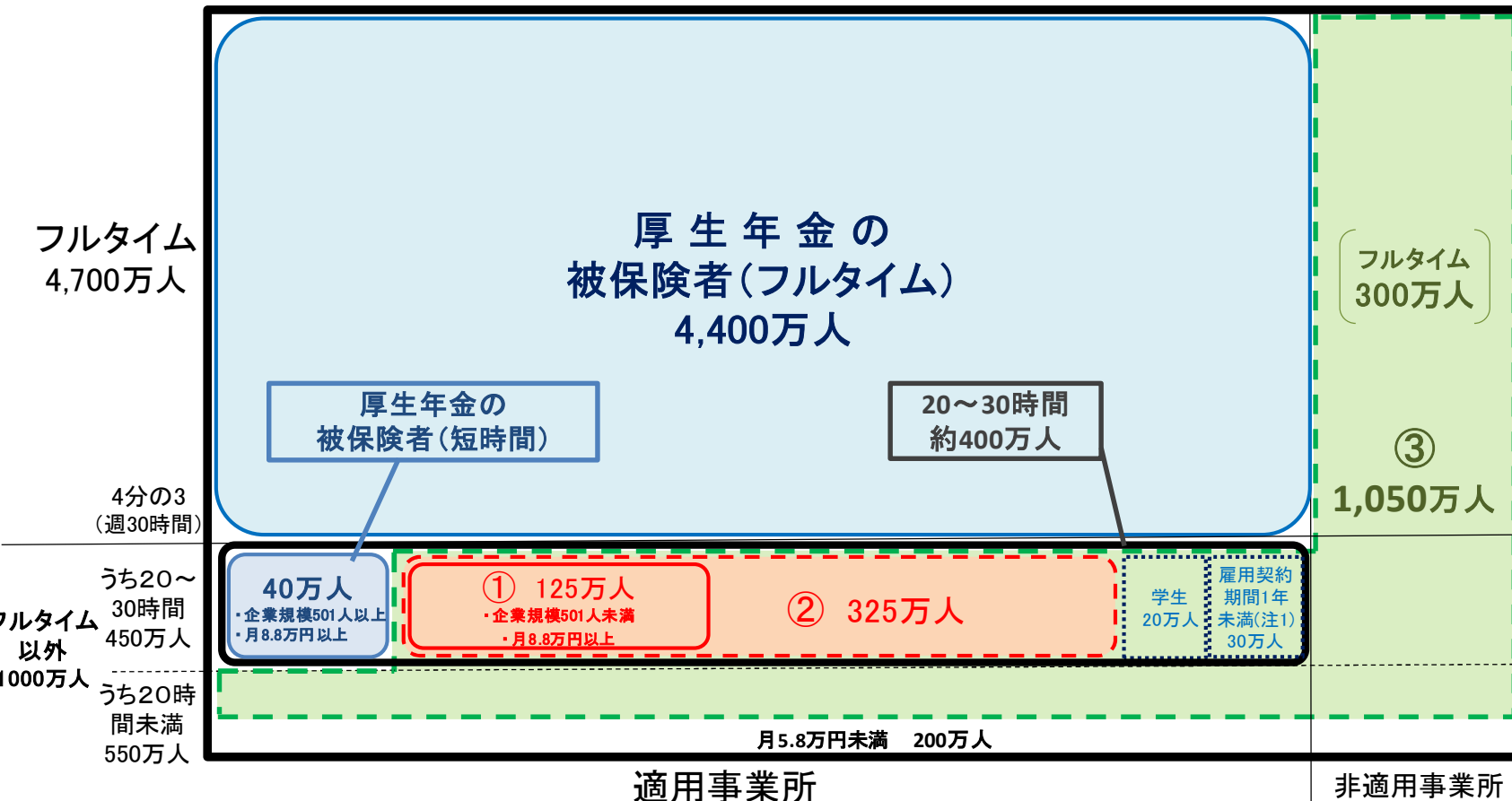
# 2019年財政検証オプション試算結果(オプションA)

○ 「被用者保険の適用拡大」が年金の給付水準を確保する上でプラス（特に、基礎年金にプラス）であることを確認

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

〔雇用者全体〕 5,700万人

※70歳以上を除く



【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

## 試算結果

給付水準調整後の  
所得代替率

<>内は基礎年金分

現行: ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ  
51.9%、50.8%、44.5%  
< 26.7%、26.2%、21.9% >



適用拡大①  
125万人ベース  
(企業規模要件を廃止した場合)  
52.4%、51.4%、45.0%  
< 27.2%、26.8%、22.4% >



適用拡大②  
325万人ベース  
(賃金要件、企業規模要件を廃止した場合)  
52.8%、51.9%、45.4%  
< 27.8%、27.6%、22.9% >



適用拡大③  
1,050万人ベース  
(一定の賃金収入以上の全被用者へ拡大)  
56.2%、55.7%、49.0%  
< 31.6%、31.9%、27.2% >

注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

# オプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像



	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注2)〔60万人〕	〔30万人〕
(1)国民年金の被保険者		オプションB-① 65歳に延長		オプションB-⑤は①～④の全て実施した場合	
(2)厚生年金の被保険者 (注3)				オプションB-③ 75歳に延長	
(3)受給開始時期の選択		繰上げ	繰下げ	オプションB-④ 75歳に延長	
(4)在職老齢年金		28万円基準		47万円基準	
				オプションB-② 基準の緩和・廃止	

注1 人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値

注2 69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数(年金機構が支給するもので全額停止者数も含む)

注3 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

○ 「保険料の拠出期間の延長」といった制度改正や「受給開始時期の繰下げ選択」が年金の給付水準を確保する上でプラスであることを確認

## オプションB 保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢

※ 給付水準調整後のモデル年金の所得代替率の見通し。  
<>内は基礎年金分

試算結果

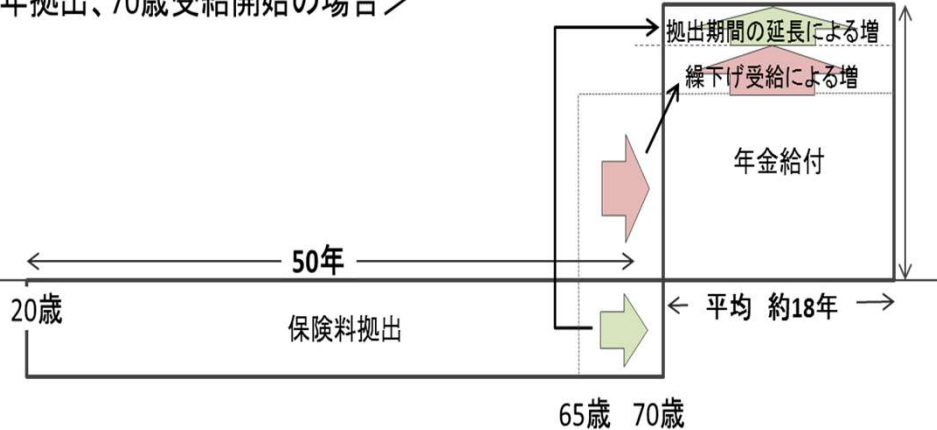
現行：ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ  
(20～60歳の40年拠出)  
51.9%、50.8%、44.5%  
<26.7%、26.2%、21.9%>

- ① 基礎年金の拠出期間延長  
(20～65歳の45年拠出)  
58.8%、57.6%、51.0%  
<30.4%、30.0%、25.6%>
- ② 65歳以上の在職老齢年金の廃止  
(20～60歳の40年拠出)  
51.6%、50.4%、44.2%  
<26.7%、26.2%、21.9%>
- ③ 厚生年金の加入年齢の上限を75歳に引き上げ  
(20～60歳の40年拠出)  
51.9%、51.1%、44.8%  
<26.7%、26.2%、21.9%>

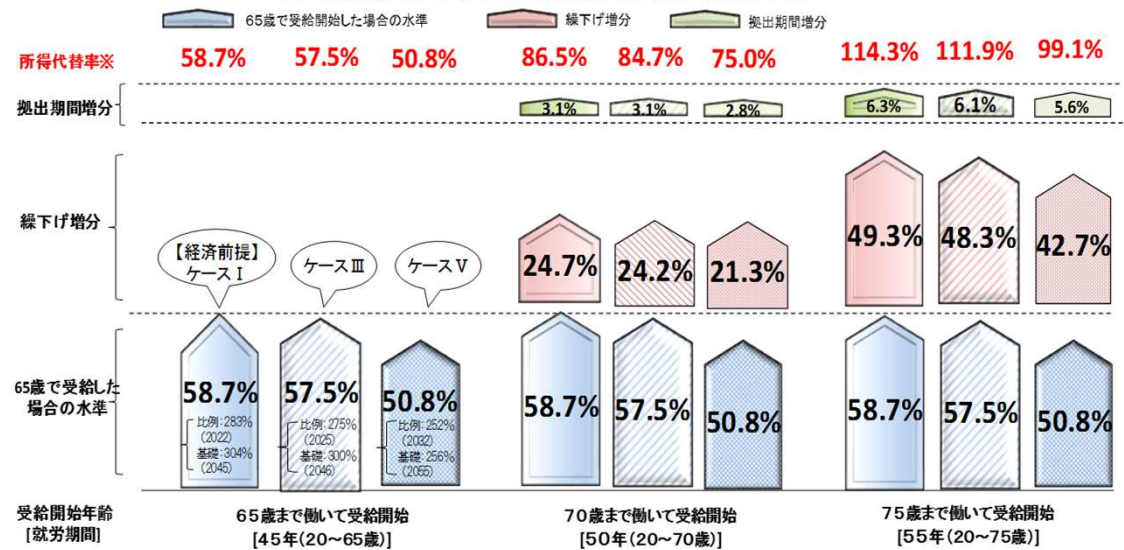
- ④ 繰下げ時期を75歳まで拡大した場合  
(75歳まで働いて受給開始した場合)  
97.3%、95.2%、83.5%  
<49.0%、48.2%、40.3%>
- ⑤ ④に①～③を全て加味した上で加入期間と繰下げ時期を75歳まで拡大し、75歳まで就業して厚生年金に加入(75歳まで働いて受給開始した場合)  
114.3%、111.9%、99.1%  
<56.0%、55.2%、47.2%>

## 拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

<50年拠出、70歳受給開始の場合>



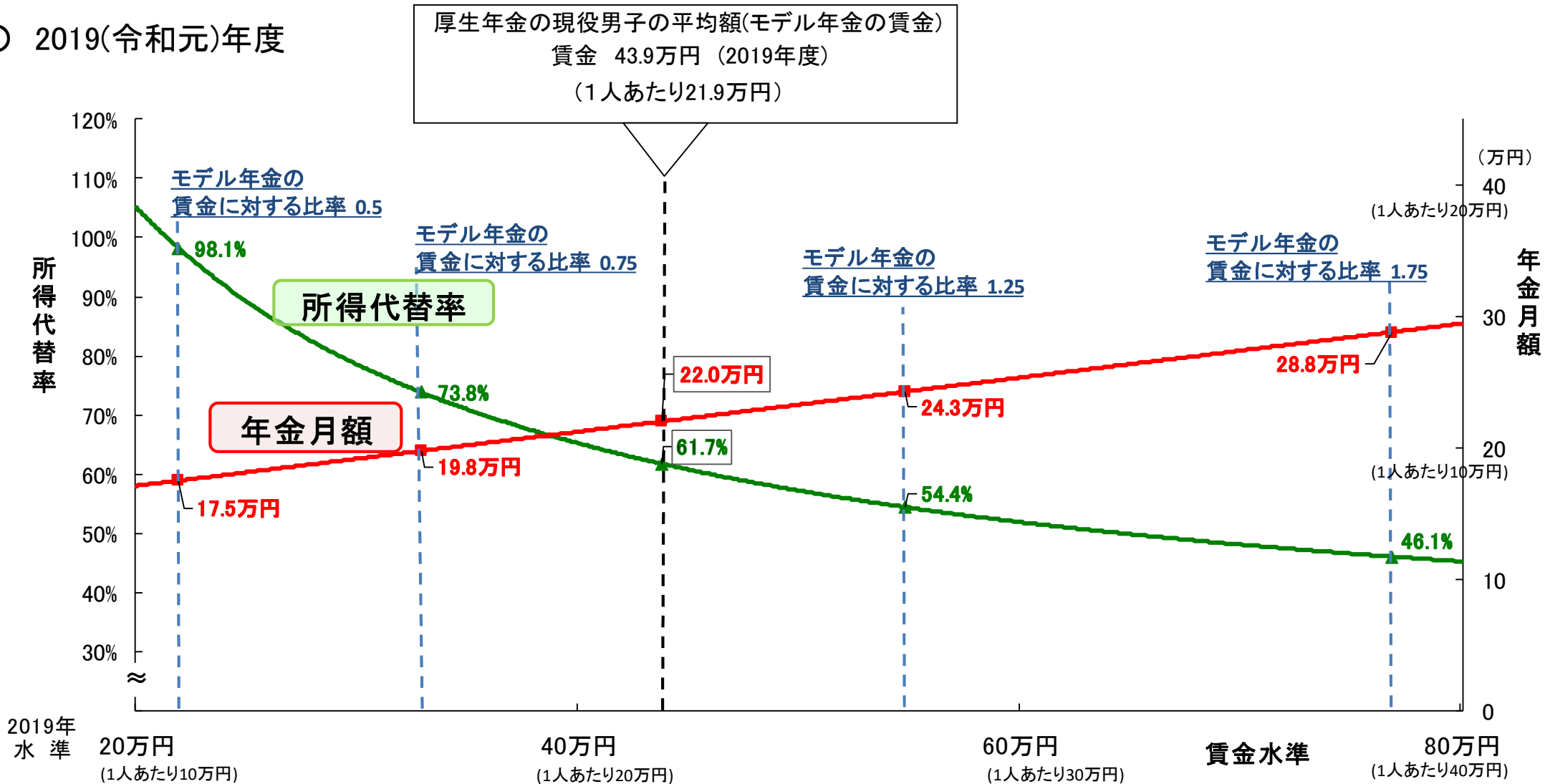
## ⑤ マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※



# 賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

## ○ 2019(令和元)年度



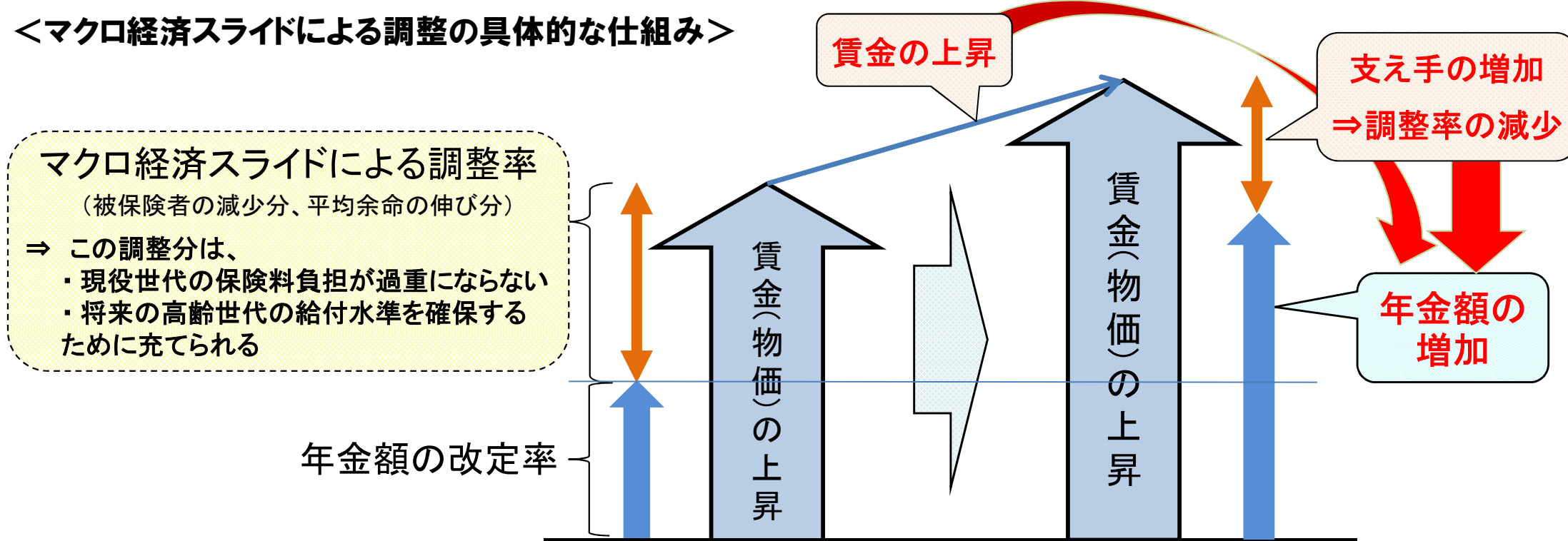
注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。

注2: 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

# 「マクロ経済スライド」の考え方

- 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方
  - ※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%(~2004.9)から上限の18.3%(2017.9~)に引上げ完了
- 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手(被保険者)が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

## <マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み>



## <調整率の算定>

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』